

# 資料 1-2

## 酪農経営体生産性向上緊急対策事業費補助金等交付要綱

### (通則)

第1 酪農経営体生産性向上緊急対策事業推進費補助金及び酪農経営体生産性向上緊急対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、酪農経営体生産性向上緊急対策事業実施要綱（平成29年3月31日付け28生畜第1530号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林水産省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局长に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）の定めによるほか、この要綱の定めによる。

### (交付の目的)

第2 補助金は、酪農を営む者における労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械装置の導入を支援するとともに、搾乳等に関する作業を複数経営の共同化により集中管理し、外部化するモデル的な取組を支援することを趣旨とした事業を実施するため、補助金を交付することを目的とする。

### (交付の対象及び補助率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、実施要綱別表の事業内容の欄の1の事業を実施する団体又は2の事業を実施する都道府県知事（以下「補助事業者」という。）が行う下記に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 労働負担軽減事業
- (2) 集合搾乳施設整備事業

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、次の表のとおりとする。

区分	経費	補助率
----	----	-----

1 国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金  酪農経営体生産性向上緊急対策事業推進費補助金	I 労働負担軽減事業  補助事業者が事業実施計画に基づいて実施する次に掲げる事業に要する経費	定額  1/2以内  定額
	1 楽酪応援会議推進事業	
	2 機械装置導入事業	
	3 全国推進指導事業	
2 国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体整備費補助金  酪農経営体生産性向上緊急対策事業費補助金	II 集合搾乳施設整備事業  補助事業者が事業実施計画に基づいて実施する次に掲げる事業に要する経費	1/2以内  1/2以内
	1 集合搾乳施設整備事業	
	2 附帯事務費	

(流用の禁止)

第4 第3の2の表の区分の欄に掲げる1及び2の事業に係る経費、1の事業における経費の欄に掲げる1から3までの事業に係る経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

第5 交付規則第2条の大蔵大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書正副2部を労働負担軽減事業については大臣に、集合搾乳施設整備事業については地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第6 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、大臣又は地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第7 大臣及び地方農政局長等は、第5第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8 補助事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を大臣又は地方農政局長等に提出しなければならない。

(契約等)

第9 補助事業者（都道府県知事を除く。第9において同じ。）は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣又は地方農政局長等に届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第10 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を大臣又は地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣又は地方農政局長等は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第11 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、次に定めるところによる。

- (1) 事業費の30%以内の増減
- (2) 国庫補助金の30%以内の減
- (3) 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減以外の経費の配分の変更
- (4) 次に掲げる事項以外の変更
  - ア 事業の中止又は廃止
  - イ 事業実施地区の変更
  - ウ 事業実施主体及び取組主体の変更
  - エ 成果目標の変更

(概算払の請求)

第12 補助事業者は、第7による交付決定通知をもとに補助金の概算払いを受けようとする場合には、別記様式第4号による概算払請求書正副2部を大臣又は地方農政局長等に提出しなければならない。なお、概算払いは、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降とする。

(事業遅延の届出)

第13 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を大臣又は地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第14 補助事業者は、補助事業の交付決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに大臣又は地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、第12に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項に規定する時期のほか、大臣又は地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るために必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第15 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書正副2部を大臣又は地方農政局長等に提出しな

ければならない。

- 2 第5第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第5第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額を減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号による消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣又は地方農政局長等に報告するとともに、大臣又は地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。  
また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣又は地方農政局長等に報告しなければならない。

#### （補助金の額の確定等）

- 第16 大臣又は地方農政局長等は、第15第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 大臣又は地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
  - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### （交付決定の取消等）

- 第17 大臣又は地方農政局長等は、第10第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣又は地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を

#### 継続する必要がなくなった場合

- 2 大臣又は地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣又は地方農政局長等は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第16第3項の規定を準用する。

#### (財産の管理等)

- 第18 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付せざることがある。

#### (財産の処分の制限)

- 第19 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大蔵省が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
  - 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣又は地方農政局長等の承認を受けなければならない。
  - 4 前項の承認については、第18第2項の規定を準用する。

#### (補助金の経理)

- 第20 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならぬ。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
  - 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

#### (補助金調書)

第21 補助事業者（都道府県知事に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第9号による補助金調書を作成しておかなければならぬ。

（間接補助金交付の際付すべき条件）

第22 補助事業者は間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第1から第21までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

#### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5関係）

番 号  
年 月 日

(※2) 農林水産大臣 殿

(※3) ○○農政局長

北海道にあっては北海道農政事務所長、  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

(※2) 所在地

団体名

代表者の役職及び氏名 印

(※3) 都道府県知事 氏名 印

平成○○年度 酪農経営体生産性向上緊急対策事業推進費補助金 (※2)

平成○○年度 酪農経営体生産性向上緊急対策事業費補助金 (※3)

(○○○事業※1) 交付申請書

平成○○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、酪農経営体生産性向上緊急対策事業費補助金等交付要綱（平成29年3月31日付け28生畜第1531号農林水産事務次官依命通知）第5の規定に基づき、○○○円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

3 経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要する経費 (A+B)	負担区分		備考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
○○○	円	円	円	
○○○				
○○○				
合 計				

(注1) 区分の欄は、交付要綱第3の2の経費の欄の事業名を記載する。

(注2) 備考欄には消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した

金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了予定年月日（又は完了日） 平成〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注)(2) 支出の部の区分の欄は、交付要綱第3の2の経費の欄の事業名を記載する。

6 添付書類

- (1) 都道府県の補助金交付規程又は要綱
- (2) 事業実施団体の補助金交付規程又は要綱

- (注) 1 文書名の（〇〇〇事業※1）について、申請者が民間団体の場合は「労働負担軽減事業」、都道府県の場合は「集合搾乳施設整備事業」とし、該当する事業名を記載する。
- 2 この申請書は、事業の区分ごとにそれぞれ作成するものとし、労働負担軽減事業にあっては（※2）、集合搾乳施設整備事業にあっては（※3）の補助金名、提出先及び申請者とする。

別記様式第2号（第9関係）

年 月 日

[補助事業者] 殿

所在地  
団体名  
代表者の役職及び氏名 印

契約に係る指名停止等に関する申立書

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなつても、意義は一切申立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外部、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第10関係）

番 号  
年 月 日

（※2）農林水産大臣 殿

（※3）○○農政局長

北海道にあっては北海道農政事務所長、  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

（※2）所在地

団体名

代表者の役職及び氏名 印

（※3）都道府県知事 氏名 印

平成〇〇年度 酪農経営体生産性向上緊急対策事業推進費補助金（※2）

平成〇〇年度 酪農経営体生産性向上緊急対策事業費補助金（※3）

（〇〇〇事業※1）変更等承認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇第〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（※4）したいので、酪農経営体生産性向上緊急対策事業費補助金等交付要綱（平成29年3月31日付け28生畜第1531号農林水産事務次官依命通知）第10の規定に基づき申請する。

記

- （注） 1 文書名の（〇〇〇事業※1）について、申請者が民間団体の場合は「労働負担軽減事業」、都道府県の場合は「集合搾乳施設整備事業」とし、該当する事業名を記載する。
- 2 この申請書は、事業の区分ごとにそれぞれ作成するものとし、労働負担軽減事業にあっては（※2）、集合搾乳施設整備事業にあっては（※3）の補助金名、提出先及び申請者とする。
- 4 本文中の〇〇（※4）については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 5 記の記載要領は、別記様式第1号の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対象できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書きで上段に記載すること。  
なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったもの及び計画承認を受けた事業計画のうち変更箇所を加筆修正した当該資料ページを添付すること。

別記様式第4号（第12関係）

番 号  
年 月 日

(※2) 農林水産大臣 殿

(※3) ○○農政局長

北海道にあっては北海道農政事務所長、  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

(※2) 所在地

団体名

代表者の役職及び氏名 印

(※3) 都道府県知事 氏名 印

平成○○年度 酪農経営体生産性向上緊急対策事業推進費補助金 (※2)

平成○○年度 酪農経営体生産性向上緊急対策事業費補助金 (※3)

(○○○事業※1) 遂行状況報告及び補助金概算払請求書

平成○○年○○月○○日付け○第○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記により金○○○○円を概算払によって交付されたく請求する。

記

振込先口座名義

振込先金融機関・口座番号：○○銀行 ○○支店 普通○○

(平成○年○月○日現在)

区分	補助事業に要する経費	国庫補助金①	既受領額②		遂行状況報告(※4)	今回請求額③		残額①-(②+③)		事業完了予定期限年月日	備考
			金額	出来高		金額	○月○日迄予定期出来高	金額	○月○日迄予定期出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

(注) 1 文書名の(○○○事業※1)について、申請者が民間団体の場合は「労働負担軽減事業」、都道府県の場合は「集合搾乳施設整備事業」とし、該当する事業名を記載する。

- 2 この申請書は、事業の区分ごとにそれぞれ作成するものとし、労働負担軽減事業にあっては（※2）、集合搾乳施設整備事業にあっては（※3）の補助金名、提出先及び申請者とする。
- 3 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 4 「金額」の欄には、事業の出来高を補助金額に換算した額を金額に換算した額を記載すること。
- 5 遂行状況報告を兼ねる場合は本文を以下のとおりとし、（※4）の遂行状況報告欄を記載すること。

「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった事業について、酪農経営体生産性向上緊急対策事業費補助金等交付要綱（平成29年3月31日付け28生畜第1531号農林水産事務次官依命通知）第14の規定により遂行状況を下記のとおり報告する。」  
なお、併せて下記により金〇〇円を概算払により交付されたく請求する。」
- 6 遂行状況報告を兼ねる場合は、「第〇・四半期の出来高（※5）」の〇に該当する四半期名（第4・四半期を除く。）を記載すること。

別記様式第5号（第14第1項関係）

番 号  
年 月 日

(※2) 農林水産大臣 殿

(※3) ○○農政局長

北海道にあっては北海道農政事務所長、  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

(※2) 所在地

団体名

代表者の役職及び氏名 印

(※3) 都道府県知事 氏名 印

平成〇〇年度 酪農経営体生産性向上緊急対策事業推進費補助金（※2）

平成〇〇年度 酪農経営体生産性向上緊急対策事業費補助金（※3）

（〇〇〇事業※1）遂行状況報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇第〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、酪農経営体生産性向上緊急対策事業費補助金等交付要綱（平成29年3月31日付け28生畜第1531号農林水産事務次官依命通知）第14第1項の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考	
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの			
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日		
	円	円	%	円			

(注) 1 文書名の（〇〇〇事業※1）について、申請者が民間団体の場合は「労働負担軽減事業」、都道府県の場合は「集合搾乳施設整備事業」とし、該当する事業名を記載する。

2 この申請書は、事業の区分ごとにそれぞれ作成するものとし、労働負担軽減事

業にあっては（※2）、集合搾乳施設整備事業にあっては（※3）の補助金名、提出先及び申請者とする。

3 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

4 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

換算方法は、「〇年〇月〇日までに完了したもの」の「事業費」については、「総事業費に出来高比率を乗じて得た額（小数点以下は切り捨て）」とし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」の「事業費」については、「総事業費から〇年〇月〇日までに完了したものの事業費を差し引いた額」とする。

別記様式第6号（第15第1関係）

番 号  
年 月 日

(※2) 農林水産大臣 殿

(※3) ○○農政局長

北海道にあっては北海道農政事務所長、  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

(※2) 所在地

団体名

代表者の役職及び氏名 印

(※3) 都道府県知事 氏名 印

平成〇〇年度 酪農経営体生産性向上緊急対策事業推進費補助金 (※2)

平成〇〇年度 酪農経営体生産性向上緊急対策事業費補助金 (※3)

(○○○事業※1) 実績報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇第〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、酪農経営体生産性向上緊急対策事業費補助金等交付要綱（平成29年3月31日付け28生畜第1531号農林水産事務次官依命通知）第15第1項の規定により、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として金〇〇〇円の交付を請求する。）※5

記

- (注) 1 文書名の(○○○事業※1)について、申請者が民間団体の場合は「労働負担軽減事業」、都道府県の場合は「集合搾乳施設整備事業」とし、該当する事業名を記載する。
- 2 この申請書は、事業の区分ごとにそれぞれ作成するものとし、労働負担軽減事業にあっては(※2)、集合搾乳施設整備事業にあっては(※3)の補助金名、提出先及び申請者とする。
- 3 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとし、間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の5(2)の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 4 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書（都道府県知事に限る。）の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したものうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- 5 ( )※5は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載する。

別紙様式第7号（第15第3関係）

番 号  
年 月 日

(※2) 農林水産大臣 殿

(※3) ○○農政局長

北海道にあっては北海道農政事務所長、  
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

(※2) 所在地

団体名

代表者の役職及び氏名 印

(※3) 都道府県知事 氏名 印

平成〇〇年度 酪農経営体生産性向上緊急対策事業推進費補助金（※2）

平成〇〇年度 酪農経営体生産性向上緊急対策事業費補助金（※3）

（〇〇〇事業※1）の消費税仕入控除税額報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇第〇号をもって交付決定通知のあった酪農経営体生産性向上緊急対策事業（推進※4）費補助金について、酪農経営体生産性向上緊急対策費補助金等交付要綱（平成29年3月31日付け28生畜第1531号農林水産事務次官依命通知）第15第3の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額	金	円
（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇第〇号による額の確定通知額）		
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

（添付資料）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
  - ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
  - ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も合わせて提出すること）
  - ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

(添付資料) 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)  
確定申告書の写し

(税務署の收受印等のあるもの) 及び損益計算書等、売上高の確認できる資料

・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、  
事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを  
確認できる書類

・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡  
易課税用) の写し (税務署の收受印等のあるもの)

・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定集乳  
の割合を確認できる資料

(注) 1 文書名の (○○○事業※1) について、申請者が民間団体の場合は「労働負担  
軽減事業」、都道府県の場合は「集合搾乳施設整備事業」とし、該当する事業名を  
記載する。

2 この申請書は、事業の区分ごとにそれぞれ作成するものとし、労働負担軽減事  
業にあっては (※2)、集合搾乳施設整備事業にあっては (※3) の補助金名、提  
出先及び申請者とする。

3 (推進※4) については、(※2) に該当する場合に記載する。